

第2章 介護保険事業計画

1 介護保険サービス量等の見込み

(1) 居宅サービス

①訪問介護

- ・訪問介護員（ホームヘルパー）等が要介護者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問介護	(人)	5,603	5,804	5,877	6,459	6,590	6,725
	(回)	140,421	147,572	151,930	165,568	168,150	171,131

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- ・ 要支援・要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問入浴介護	(人)	592	586	577	656	666	676
	(回)	2,989	2,824	2,792	3,017	3,063	3,109
介護予防 訪問入浴介護	(人)	3	2	3	3	3	3
	(回)	8	6	7	11	11	11
合計	(人)	595	588	580	659	669	679
	(回)	2,997	2,830	2,799	3,028	3,074	3,120

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み

※訪問入浴介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防訪問入浴介護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

③訪問看護・介護予防訪問看護

- ・ 病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援・要介護者に対し、看護師、保健師、准看護師、理学療法士(P T)、作業療法士(O T)又は言語聴覚士(S T)が居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問看護	(人)	3,083	3,363	3,555	3,962	4,042	4,123
	(回)	36,380	38,733	41,597	46,094	47,013	47,944
介護予防訪問看護	(人)	279	269	305	293	317	321
	(回)	2,239	2,084	2,410	2,235	2,416	2,448
合計	(人)	3,362	3,632	3,860	4,255	4,359	4,444
	(回)	38,619	40,817	44,007	48,329	49,429	50,392

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み

※訪問看護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防訪問看護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- ・病状が安定期にあり、主治医がリハビリテーションを必要と認めた要支援・要介護者に対し、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）又は言語聴覚士（ST）が居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問リハビリテーション	(人)	148	162	173	200	205	208
	(回)	1,797	1,982	2,183	2,470	2,528	2,558
介護予防 訪問リハビリテーション	(人)	20	20	17	21	21	21
	(回)	203	200	166	188	188	188
合計	(人)	168	182	190	221	226	229
	(回)	2,000	2,182	2,349	2,658	2,716	2,746

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

※訪問リハビリテーション（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※介護予防訪問リハビリテーション（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- ・病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が要支援・要介護者の居宅を訪問し、療養上の健康管理や保健指導を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅療養管理指導	6,551	7,079	7,481	8,318	8,473	8,630
介護予防居宅療養管理指導	395	429	443	471	477	483
合計	6,946	7,508	7,924	8,789	8,950	9,113

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

※居宅療養管理指導（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※介護予防居宅療養管理指導（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑥通所介護

- ・ 要介護者に対し、デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を日帰りで行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
通所介護	(人)	5,244	5,556	5,685	6,396	6,536	6,676
	(回)	52,095	54,521	56,879	64,107	65,450	66,812

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- ・ 病状が安定期にあり、主治医がリハビリテーションを必要と認めた居宅の要支援・要介護者に対し、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所等において、心身機能の維持回復を目的として理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを日帰りで行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
通所リハビリテーション	(人)	831	759	798	883	899	919
	(回)	6,353	5,789	6,083	6,303	6,418	6,561
介護予防 通所リハビリテーション	(人)	156	136	139	146	149	151
合計	(人)	987	895	937	1,029	1,048	1,070
	(回)	6,353	5,789	6,083	6,303	6,418	6,561

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

※通所リハビリテーション（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※介護予防通所リハビリテーション（予防給付）の対象は要支援1～2の人

※介護予防通所リハビリテーションは、月あたり包括報酬のため回数は設定できない

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- ・ 要支援・要介護者に対し、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等への短期間の入所により、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援及び機能訓練を行います。

単位：人／月、日／月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
短期入所生活介護	(人)	839	866	900	1,030	1,044	1,063
	(日)	7,700	7,795	7,843	8,946	9,062	9,221
介護予防 短期入所生活介護	(人)	9	9	9	14	14	14
	(日)	45	36	44	64	64	64
合計	(人)	848	875	909	1,044	1,058	1,077
	(日)	7,745	7,831	7,887	9,010	9,126	9,285

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

※短期入所生活介護（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※介護予防短期入所生活介護（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- ・ 病状が安定期にある要支援・要介護者に対し、介護老人保健施設、介護医療院等への短期間の入所により、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話・支援を行います。

単位：人／月、日／月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
短期入所療養介護	(人)	68	58	62	62	64	64
	(日)	582	490	530	618	643	643
介護予防 短期入所療養介護	(人)	0	1	0	0	0	0
	(日)	0	14	0	0	0	0
合計	(人)	68	59	62	62	64	64
	(日)	582	504	530	618	643	643

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

※短期入所療養介護（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※介護予防短期入所療養介護（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- ・心身の機能の低下により日常生活を営むのに支障がある要支援・要介護者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のために必要な福祉用具を貸与します。

単位：人／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉用具貸与	8,891	9,210	9,443	10,441	10,651	10,864
介護予防福祉用具貸与	1,505	1,490	1,535	1,643	1,665	1,684
合計	10,396	10,700	10,978	12,084	12,316	12,548

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績
 ※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み
 ※福祉用具貸与（介護給付）の対象は要介護1～5の人
 ※介護予防福祉用具貸与（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑪特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

- ・入浴又は排せつの用に供するような衛生上貸与に適さない福祉用具を購入した要支援・要介護者に対して、購入費を支給します。

単位：件／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特定福祉用具購入	162	150	151	164	170	172
特定介護予防福祉用具購入	33	32	32	34	34	34
合計	195	182	183	198	204	206

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績
 ※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み
 ※特定福祉用具購入（介護給付）の対象は要介護1～5の人
 ※特定介護予防福祉用具購入（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑫居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

- ・手すりの取付け、段差解消などの住宅改修を行った要支援・要介護者に対して、改修費を支給します。

単位：件／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護住宅改修	94	93	84	94	97	98
介護予防住宅改修	40	44	39	46	46	46
合計	134	137	123	140	143	144

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

※居宅介護住宅改修（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※介護予防住宅改修（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑬居宅介護支援・介護予防支援

- ・要支援・要介護者からの依頼を受け、日常生活を営むために必要な介護サービス又は介護予防サービスを適切に利用することを目的に、心身の状況、おかれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容、担当者等を定めた計画を作成します。
- ・サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
- ・居宅介護支援は、居宅介護支援事業者、介護予防支援は熟年相談室などが行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護支援	12,620	13,028	13,274	14,739	15,051	15,264
介護予防支援	1,821	1,789	1,851	1,969	1,995	2,018
合計	14,441	14,817	15,125	16,708	17,046	17,282

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

※居宅介護支援（介護給付）の対象は要介護1～5の人

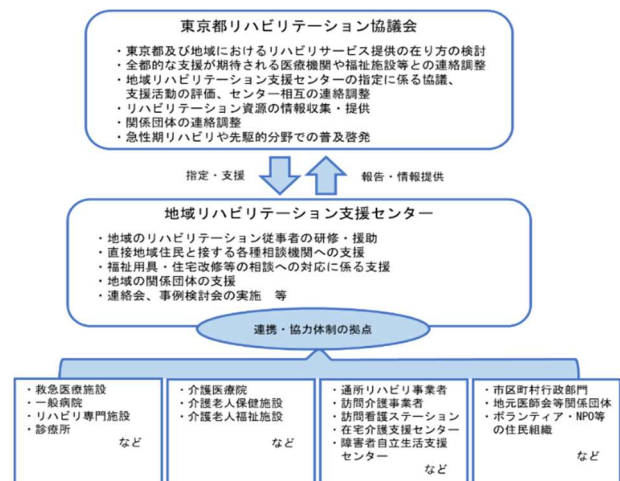
※介護予防支援（予防給付）の対象は要支援1～2の人

〈 地域におけるリハビリテーション提供体制について 〉

【1】地域リハビリテーションの考え方

地域リハビリテーションとは、「障害のある子どもや成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動の全てを言う」（日本リハビリテーション病院・施設協会）と定義されています。

国の「地域リハビリテーション推進のための指針」では、都道府県は「リハビリテーション協議会」を設置するほか、地域住民の相談に係る支援や介護事業所・自治体職員向け研修、通いの場や地域ケア会議等への専門職の派遣などを行う「地域リハビリテーション支援センター」を設けることとされており、本区が位置する区東部圏域においては、「東京リハビリテーション病院」がその指定を受けています。



東京都保健医療局 HP から引用し、一部改変

本区でも、東京リハビリテーション病院やリハビリテーションにかかわる団体、リハビリ専門職との連携・情報共有を進めながら、地域リハビリテーション体制を充実させていく必要があります。

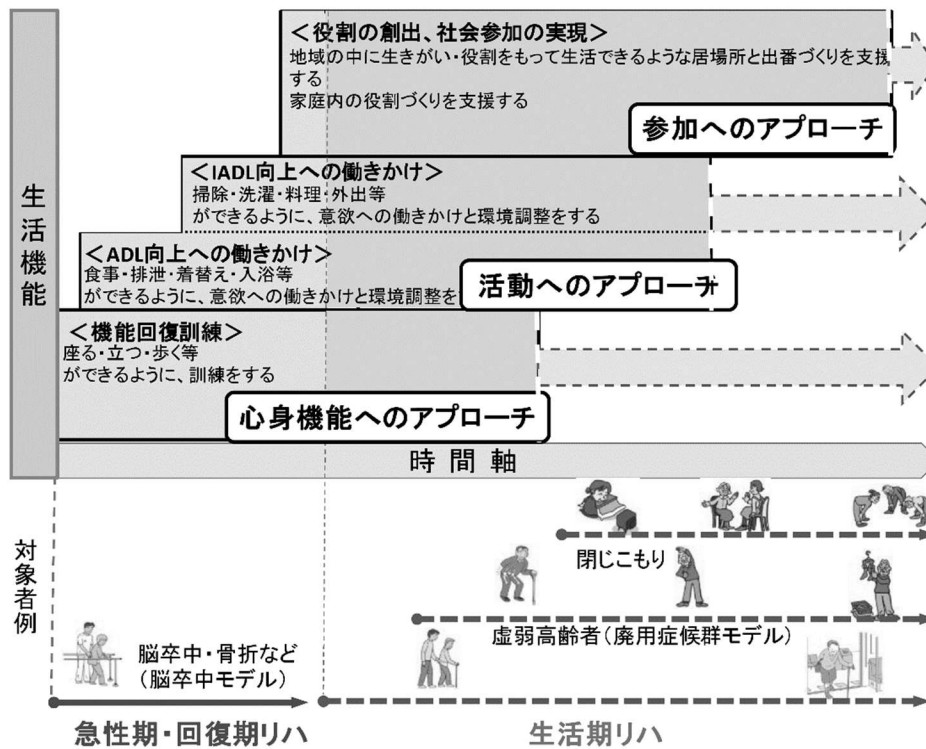
【2】生活期リハビリテーション体制整備の必要性

介護保険サービスの対象となる「生活機能」の低下した高齢者への生活期のリハビリテーションは、単に運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すのではなく、高齢者が有する能力を最大限に発揮できるよう「心身機能^{※1}」「活動^{※2}」「参加^{※3}」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけていくこと、また、これによって日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることが重要となります。

そこで、要介護(支援)者が状態に応じてリハビリテーションサービスを利用できるように、医療機関で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションまで、切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。

- ※1：体の働きや精神の働きである「心身機能」
- ※2：ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」
- ※3：家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」

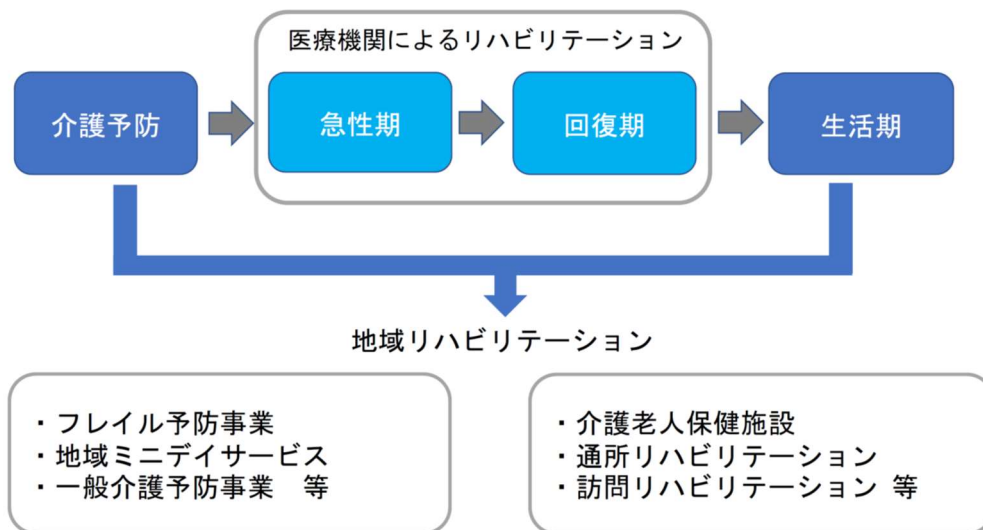
出典：「介護保険事業（支援）計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する手引き」（令和2年8月厚生労働省老健局老人保健課）



出典：「高齢者の地域における新たなリハビリテーションの在り方検討会報告書（平成27年3月）」

【3】区具体的な取組

本区では、地域におけるリハビリテーション提供体制を充実させ、地域の高齢者の自立した生活の継続の支援と要介護状態となることを予防するため、主に以下の取組を行っています。



(1) 地域リハビリテーションに係る現状と主な取組

地域におけるリハビリテーションに係る取組のひとつとして、フレイルや介護予防に向けて区や地域のリハビリ専門職が関与し、その知識や情報などを活用する取組が実施されています。

①フレイル予防の推進（再掲）

健診を通じて、フレイルの概念の普及と早期の気づきを促すとともに、予防の取組への働きかけや支援を行います。（事業の実績・目標は 73 ページ）

②地域ミニデイサービス実施への支援（再掲）

区内の町会・自治会からの推薦を受け、区から委託されたファミリーヘルス推進員やボランティアの方々が町会会館などを活用し、高齢者の閉じこもり予防と交流を通じた仲間づくりを目的とした会食や体操、ゲーム等を実施しており、区はこの活動を支援しています。（事業の実績・目標は 78 ページ）



③地域ケア会議へのリハビリ専門職の参画

熟年相談室が実施する地域ケア会議において、主に要支援認定者を対象に、自立支援・重度化防止を図り高齢者の QOL を向上させるため、「介護予防のための地域ケア会議」を実施しています。当該会議には、熟年相談室を中心として、リハビリ専門職を含む、行政や保健・医療・福祉・介護関係者等が参画しています。

会議では、リハビリ専門職が専門家としての見地から、要支援者のケアプランへの助言や社会資源の活用、支援対象者の日常生活上の留意点などの意見交換を行い、参加者の知識・スキルの向上や関係者間のネットワークの拡大にも寄与しています。

(2) 生活期リハビリテーションに係る現状と主な取組

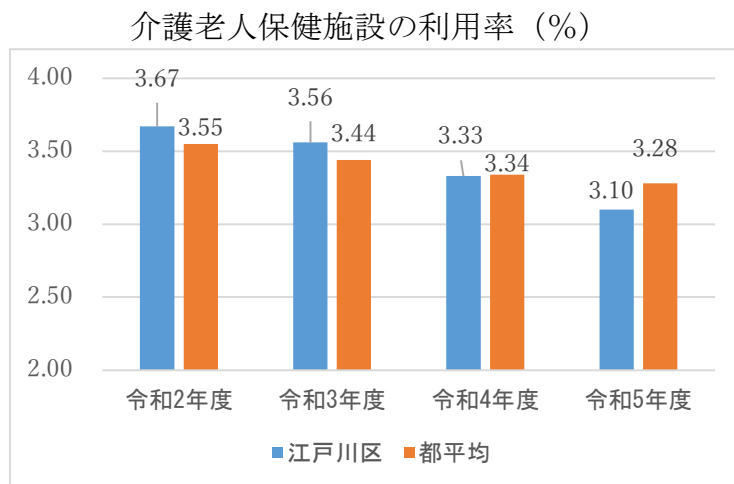
①介護従事者等を対象とした生活期リハビリテーションに係る研修の実施

第 8 期介護保険事業計画の策定時、本区の生活期リハビリテーション提

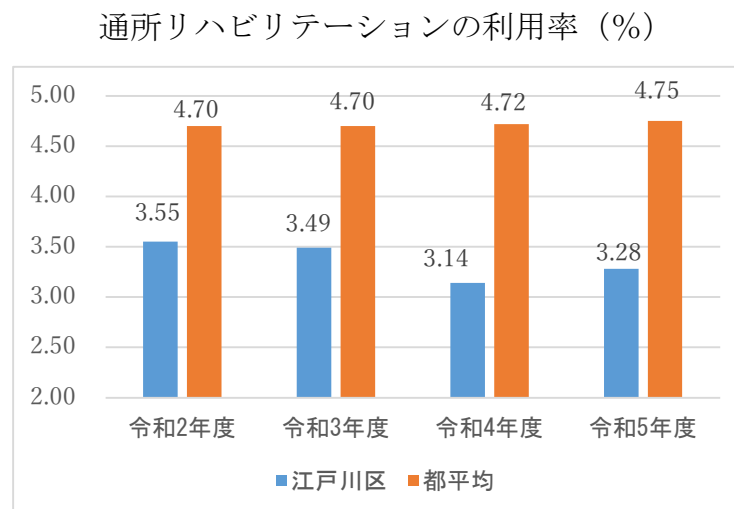
供体制の特徴として、介護老人保健施設等のリハビリテーションサービスを提供する事業所数は充実している一方で、一部サービスの利用率が都平均や近隣区よりも低いという傾向が見られました。

生活期リハビリテーションの重要性が認識され、介護保険によるリハビリテーションサービスが広く活用されているかを測る指標は、国が作成する「介護保険事業（支援）計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する手引き」に例示されており、指標の中でも介護老人保健施設、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションのサービス利用率^{*}に着目し、検討しています。

※サービス利用率：(当該サービス利用者数) / (認定者数)

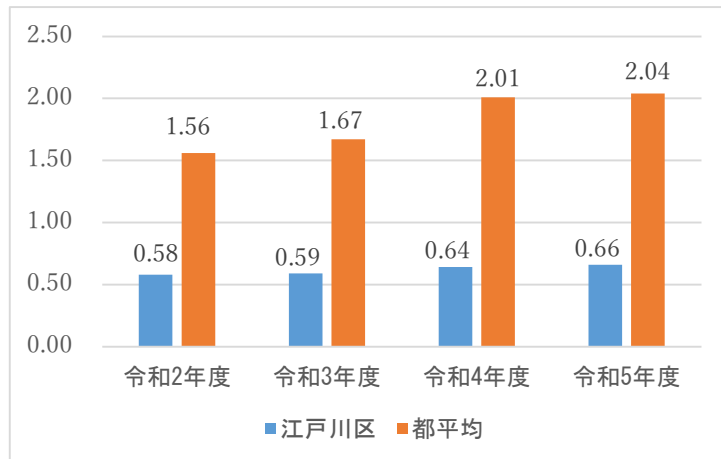


(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告年報(令和4, 5年度は月報)」



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告年報(令和4, 5年度は月報)」

訪問リハビリテーションの利用率（％）



（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告年報（令和4、5年度は月報）」
 ※サービス利用率：（当該サービス利用者数） / （認定者数）

上記の各グラフのとおり、本区における介護老人保健施設以外の2サービスの利用率は、都平均と比して低い傾向にあり、これは第8期計画策定時と同様の傾向となっています。ただし、訪問リハビリテーションについては、都平均よりも数値は低いものの、利用率は徐々に増加してきています。

そこで、本区の取組として、ケアマネジャーをはじめとした介護従事者に対し、地域及び生活期リハビリテーションの重要性の周知と情報の共有などを目的として研修を実施しました。また、地域リハビリテーション支援センター主催の研修などについても、介護事業所へ情報提供しています。

こうした取組を今後も継続し、生活期リハビリテーションの重要性の認識やリハビリテーション専門職と介護関係者との連携推進を図ることにより、成果が指標として現れるよう、一層の取組の推進が必要と考えられます。

②リハビリテーションに関する相談支援の実施（再掲）

本区の理学療法士や作業療法士などの専門職が、要介護者が質の高い生活を送れるよう日常生活動作や福祉機器、住宅改修などの相談に対応しています。対応に当たっては、相談者のケアマネジャーや事業者など介護関係者とも連携しています（事業の実績・目標値は75ページ）。

【4】現状を踏まえ今後の取組の方向性

本区では、地域の高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指し、地域リハビリテーション体制の整備を通じて医療・介護・リハビリ専門職等の連携を推進していきます。そのため、研修や介護予防のための地域ケア会議の開催、相談支援の実施などの継続、関係者間におけるリハビリテーション提供に関する知識や情報の共有、そして要介護者等に対する生活期リハビリテーション提供を含めた重要性についての認識を深めていきます。

また、区民に対し、フレイル予防の推進や地域ミニデイサービス実施への支援などともに、生活期リハビリテーションの重要性やサービス提供に関する情報提供などの周知啓発にも取り組んでいきます。

(2) 居住系サービス

① 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- ・ 有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している要支援・要介護者等に対し、当該施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援、機能訓練、療養上の世話を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特定施設入居者生活介護	1,654	1,711	1,738	1,764	1,777	1,791
介護予防 特定施設入居者生活介護	169	165	162	166	168	169
合計	1,823	1,876	1,900	1,930	1,945	1,960

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み

※特定施設入居者生活介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防特定施設入居者生活介護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・介護老人福祉施設に入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護老人福祉施設	1,819	1,920	2,001	2,104	2,217	2,336

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

〈 中長期的な視点に立った特別養護老人ホームの整備について 〉

高齢化の進行による高齢単身世帯の増加、85歳以上人口の増加、家族の介護離職を防止する観点から、特別養護老人ホーム等の整備が求められています。

一方で、現役世代が減少していく中、財政負担や人材確保などの介護保険制度の持続可能性が課題となっています。

本区では、人口推計や高齢者の住まいのニーズ、保険料負担や施設の運営状況など、多角的で中長期的な視野に立ち、施設整備を検討していきます。

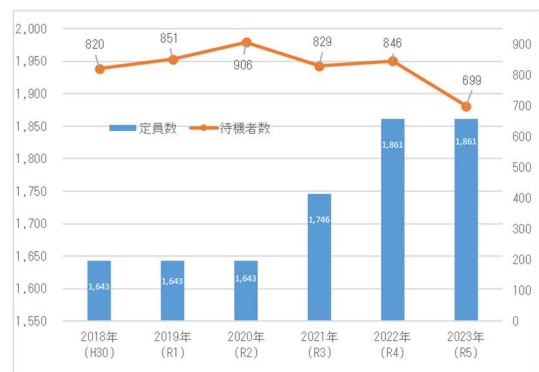
【1】施設整備における課題

特別養護老人ホームの整備には次の課題があります。

- (1) 物価高騰による建設・維持に係る多額の財政負担と介護保険料への影響
- (2) 慢性的な介護人材の不足
- (3) 高齢者が減少した際の供給過多
- (4) 既存施設の老朽化による改築の可能性
- (5) 建設用地として広い土地が必要

【2】施設数と待機者数の推移

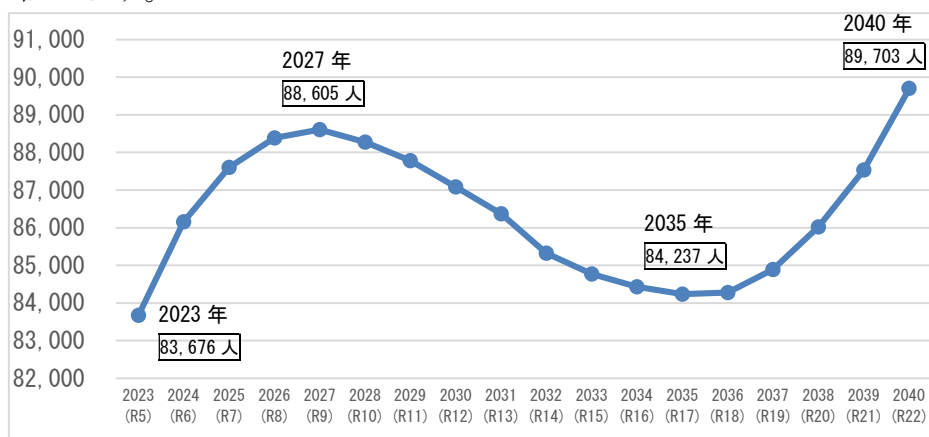
第8期の3年間では、新規施設の定員増加分以上に待機者が減少しています。



※各年度10月1日現在、地域密着型特養を含む

【3】75歳以上の第1号被保険者数の推計

介護が必要な状態になりやすい75歳以上の被保険者数は、令和9年度(2027年)の1回目のピークを経て、令和17年度(2035年)まで減少し続け、その後は再び増加に転じます。



※コーホート要因法による推計値

【4】第9期計画期間中の整備スケジュール（予定）

第8期の整備計画に基づき公募を行い、下表のとおり、目標とする330床の新規整備をほぼ達成する目途が立ちました。

施設名	選定日	開設予定日	床数	併設施設
(仮称)タムス さくらの杜一之江	令和3年9月16日	令和6年7月1日	121床	短期入所生活介護 認可保育園(R6.4.1 開設予定)
(仮称)鹿骨四丁目 特別養護老人ホーム	令和4年6月3日	令和7年4月1日	104床	短期入所生活介護 生活介護、就労継続支援B型
(仮称)はるえの里	令和5年9月12日	令和8年6月1日	100床	短期入所生活介護 (障害)短期入所
合計			325床	

【5】施設整備の中長期的な考え方

- (1) 後期高齢者である75歳以上の被保険者数の推計から、令和9年度(2027年)のピーク後の減少局面を踏まえて検討していく必要があります。
- (2) 同推計では、令和5年度(2023年)と令和17年度(2035年)の75歳以上の被保険者数がいずれも約8万4千人とほぼ同数であり、施設需要は現在の水準がひとつの目安と考えられます。
- (3) 新たな施設整備は、介護保険財政や被保険者の保険料負担増につながるほか、既存施設の介護人材の確保にも影響を与える可能性があります。待機者数の推移や実態、在宅サービスの整備状況も踏まえ、慎重に検討する必要があります。

【6】必要整備数の推計

【4】のとおり、特別養護老人ホームは、第9期中に3施設（325床）が増設され、下表のとおり、第8期計画で特養需要数と定義した定員数を、令和8年度（2026年度）にほぼ充たす見込です。

また、各施設で空床が生じた際に待機者に連絡をしても、結果として入所につながらないケースがあるという実態も見られました。

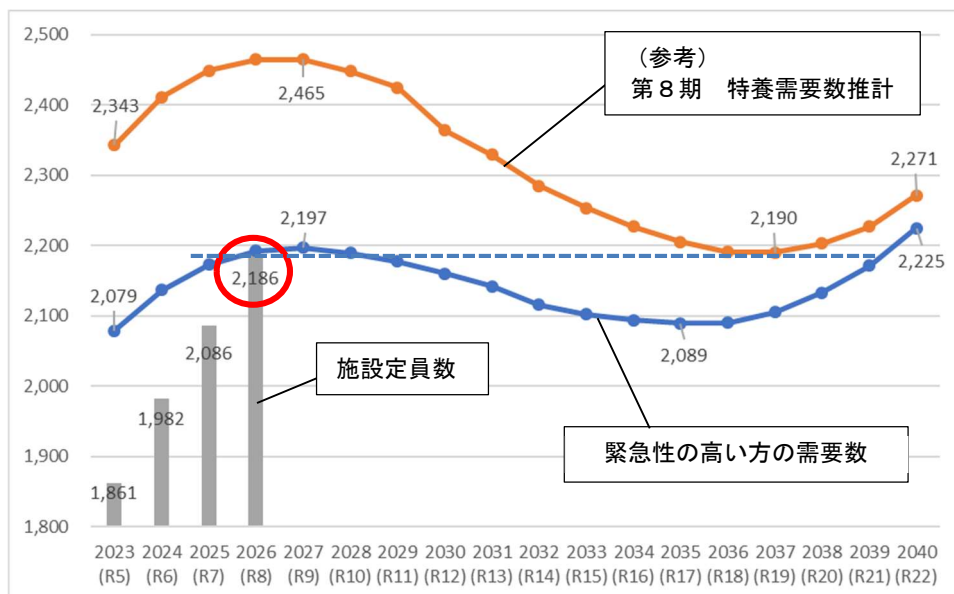
そこで、待機者数のうち、入所の緊急性が高い方を把握するため、区内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対し、担当する利用者に係る調査を行いました。

当該調査の結果を基に、以下のとおり第9期期間の必要整備数を推計しました。

- ① 区内ケアマネジャーの数：465人（令和5年10月1日時点）
- ・利用者に特養入所が適切な人が「いる」ケアマネジャーの割合：61.0%
 - ・そのうち、1人あたりが受け持つ「特養入所に緊急性が高い人」：0.77人
- ⇒ 特別養護老人ホーム待機者のうち、入所の緊急性が高い人
 $= 465人 \times 61.0\% \times 0.77人 = 218人$
 （同日時点の入所申込者699人の31.2%）

- ② 入所の緊急性が高い218人に加え、特養定員数1,861人（令和5年10月1日時点）を加えた2,079人を、同日時点の必要整備数とする。

- ③ 2,079人は、75歳以上の被保険者数83,676人（令和5年10月1日時点）の2.48%であるため、令和6年度（2024年度）以降においては75歳以上の被保険者推計の2.48%を特別養護老人ホームの必要数と想定する。



【7】中長期的な視点に立った第9期の整備方針

【6】のとおり、令和8年度（2026年度）の特別養護老人ホームの定員数2,186床は、第8期の目標値であった2,190床にほぼ達しています。また、介護人材の状況や待機者の実態など多角的な視点を踏まえ、中長期的に緊急性の高い方の需要数に対応できると推察されます。

第9期期間中における新たな整備は、当初計画として目標を設定せず、期中の様々な動向を見極め対応することとします。

なお、上記の施設定員数は、既存施設の存続が前提であるため、既存施設の長寿命化を図る大規模改修を中心に支援していきます。

②介護老人保健施設

- ・介護老人保健施設に入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護老人保健施設	1,006	948	919	923	923	923

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

③介護医療院

- ・長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護医療院	94	79	84	87	87	87

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

(4) 地域密着型サービス

- ・地域密着型サービスは、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるように提供されるサービスです。
- ・利用者は原則、江戸川区の被保険者に限定され、区が事業者の指定や監督を行います。
- ・地域密着型サービスには、下記①から⑨のサービスがあります。
- ・なお、下記⑥⑦⑧には必要利用定員総数を設定します。必要利用定員総数を超えるような状態が生じた場合、区は事業者の指定を拒否することができるため、日常生活圏域ごとの過不足を見据え、事業者指定を行っていきます。

■地域密着型サービスの類型

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ②夜間対応型訪問介護
- ③地域密着型通所介護
- ④認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
- ⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
（認知症高齢者グループホーム）
- ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム等）
- ⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）
- ⑨看護小規模多機能型居宅介護

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・一日を通じて、定期的な巡回又は随時通報により、訪問介護員（ホームヘルパー）又は看護師等が要介護者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	49	61	68	82	84	84

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・在宅介護を支えるサービスの1つとして、事業者の参入意向と利用者のニーズを見極めつつ、区内にバランスよく整備することを目標とします。
- ・整備にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
北小岩	4	4	4	船堀	4	4	4
小岩	10	10	10	二之江	2	2	2
鹿骨	9	9	9	宇喜田・小島	6	7	7
瑞江	7	7	7	長島・桑川	2	3	3
篠崎	4	4	4	葛西南部	3	3	3
松江北	7	7	7	葛西中央	8	8	8
松江南	5	5	5	小松川平井	8	8	8
一之江	3	3	3	全区	82	84	84

②夜間対応型訪問介護

- ・夜間において、定期的な巡回又は随時通報により、訪問介護員（ホームヘルパー）等が要介護者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応等を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
夜間対応型訪問介護	12	15	18	16	17	17

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・在宅介護を支えるサービスの1つとして、事業者の参入意向と利用者のニーズを見極めつつ、適正に運営できる事業者の確保を図ります。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
北小岩	1	1	1	船堀	1	1	1
小岩	2	2	2	二之江	1	1	1
鹿骨	1	2	2	宇喜田・小島	1	1	1
瑞江	1	1	1	長島・桑川	1	1	1
篠崎	1	1	1	葛西南部	1	1	1
松江北	1	1	1	葛西中央	1	1	1
松江南	1	1	1	小松川平井	1	1	1
一之江	1	1	1	全区	16	17	17

③地域密着型通所介護

- ・ 要介護者に対し、定員 18 人以下のデイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を日帰りで行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域密着型通所介護	(人)	1,815	1,859	2,174	2,227	2,281	2,335
	(回)	16,452	16,611	17,653	19,321	19,763	20,207

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・ 近年、通所介護事業者が多く参入している状況から、事業者の実態把握を行いつつ利用者のニーズを見極めながら、質の向上に資するよう、適正な事業者指定に努めていきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
北小岩	108	110	113	船堀	97	100	102
小岩	278	284	291	二之江	64	66	67
鹿骨	244	250	256	宇喜田・小島	178	182	186
瑞江	178	183	187	長島・桑川	69	71	73
篠崎	118	121	124	葛西南部	78	80	81
松江北	185	189	194	葛西中央	215	220	226
松江南	128	131	134	小松川平井	210	215	220
一之江	77	79	81	全区	2,227	2,281	2,335

④認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

(認知症デイサービス)

- ・認知症の要支援・要介護者に対し、デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援及び機能訓練を日帰りで行います。

単位: 人/月、回/月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症対応型通所 介護	(人)	260	227	211	222	234	248
	(回)	2,701	2,331	2,192	2,430	2,561	2,712
介護予防認知症対応 型通所介護	(人)	1	0	0	0	0	0
	(回)	3	0	0	0	0	0
合計	(人)	261	227	211	222	234	248
	(回)	2,704	2,331	2,192	2,430	2,561	2,712

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み

※認知症対応型通所介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防認知症対応型通所介護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

〈 整備の方向性 〉

- ・事業者の参入意向を踏まえながら、利用者のニーズを見極めつつ、適正な事業所整備を検討していきます。
- ・整備にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用します。

[日常生活圏域別利用者数の見込み]

単位: 人

日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
北小岩	11	11	12	船堀	10	10	11
小岩	27	29	31	二之江	6	7	7
鹿骨	24	26	27	宇喜田・小島	18	19	20
瑞江	18	19	20	長島・桑川	7	7	8
篠崎	12	13	13	葛西南部	8	8	9
松江北	18	19	20	葛西中央	21	23	24
松江南	13	13	14	小松川平井	21	22	23
一之江	8	8	9	全区	222	234	248

⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・ 要支援・要介護者に対し、通い、訪問又は泊まりのサービスを提供し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援及び機能訓練を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
小規模多機能型居宅介護	255	264	265	293	325	331
介護予防 小規模多機能型居宅介護	25	23	15	18	19	19
合計	280	287	280	311	344	350

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

※小規模多機能型居宅介護（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※介護予防小規模多機能型居宅介護（予防給付）の対象は要支援1～2の人

〈 整備の方向性 〉

- ・ 在宅生活を継続するために必要なサービスと位置づけ、日常生活圏域ごとに整備することを目標とします。
- ・ 整備誘導にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用し、空白圏域については、区独自の支援策を実施していきます。
- ・ 単独での整備が難しい場合には、認知症高齢者グループホームなどとの併設型も視野に含めて検討していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
北小岩	15	17	17	船堀	13	15	15
小岩	39	43	44	二之江	9	10	10
鹿骨	34	38	38	宇喜田・小島	25	27	28
瑞江	25	27	28	長島・桑川	10	11	11
篠崎	16	18	19	葛西南部	11	12	12
松江北	26	29	29	葛西中央	30	33	34
松江南	18	20	20	小松川平井	29	32	33
一之江	11	12	12	全区	311	344	350

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

(認知症高齢者グループホーム)

- ・ 認知症の要支援・要介護者に対し、認知症高齢者グループホームにおいて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援及び機能訓練を行います。

単位: 人/月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症対応型共同生活介護	651	679	675	707	736	756
介護予防 認知症対応型共同生活介護	8	4	3	3	3	3
合計	659	683	678	710	739	759

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み

※認知症対応型共同生活介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防認知症対応型共同生活介護(予防給付)の対象は要支援2の人

〈 整備の方向性 〉

- ・ 今後も増加が見込まれる認知症の方に対する居住系サービスの主流として位置付けていきます。
- ・ 日常生活圏域ごとの整備状況に偏在が見られることから、各圏域の利用者のニーズに対して必要なサービスが整備されるよう誘導を図っていきます。
- ・ 整備にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位: 人

日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
北小岩	34	36	37	船堀	31	32	33
小岩	88	92	95	二之江	20	21	22
鹿骨	78	81	83	宇喜田・小島	57	59	61
瑞江	57	59	61	長島・桑川	22	23	24
篠崎	38	39	40	葛西南部	25	26	26
松江北	59	61	63	葛西中央	68	71	73
松江南	41	43	44	小松川平井	67	70	71
一之江	25	26	26	全区	710	739	759

[日常生活圏域別必要利用定員総数及びか所数の見込み]

日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	定員	か所	定員	か所	定員	か所
北小岩	18	1	36	2	36	2
小岩	81	5	81	5	81	5
鹿骨	124	7	124	7	124	7
瑞江	54	3	54	3	54	3
篠崎	63	3	63	3	63	3
松江北	90	5	90	5	90	5
松江南	45	2	45	2	45	2
一之江	9	1	9	1	9	1
船堀	18	1	18	1	18	1
二之江	35	2	35	2	35	2
宇喜田・小島	36	2	36	2	54	3
長島・桑川	36	2	36	2	36	2
葛西南部	18	1	18	1	18	1
葛西中央	90	5	90	5	90	5
小松川平井	54	3	54	3	54	3
全区	771	43	789	44	807	45

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

(小規模介護専用型有料老人ホーム等)

- ・定員が 29 人以下の介護専用型有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している要介護者に対し、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

単位:人/月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域密着型特定施設入居者生活介護	17	17	17	17	17	18

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・事業者の参入意向を踏まえながら、新たな整備については利用者のニーズを見極めつつ判断していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位:人

日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
北小岩	1	1	1	船堀	1	1	1
小岩	2	2	2	二之江	1	1	1
鹿骨	2	2	2	宇喜田・小島	1	1	1
瑞江	1	1	1	長島・桑川	1	1	1
篠崎	1	1	1	葛西南部	1	1	1
松江北	1	1	1	葛西中央	1	1	2
松江南	1	1	1	小松川平井	1	1	1
一之江	1	1	1	全区	17	17	18

[日常生活圏域別必要利用定員総数及びか所数の見込み]

日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	定員	か所	定員	か所	定員	か所
北小岩	0	0	0	0	0	0
小岩	0	0	0	0	0	0
鹿骨	0	0	0	0	0	0
瑞江	0	0	0	0	0	0
篠崎	18	1	18	1	18	1
松江北	0	0	0	0	0	0
松江南	0	0	0	0	0	0
一之江	0	0	0	0	0	0
船堀	0	0	0	0	0	0
二之江	0	0	0	0	0	0
宇喜田・小島	0	0	0	0	0	0
長島・桑川	0	0	0	0	0	0
葛西南部	0	0	0	0	0	0
葛西中央	0	0	0	0	0	0
小松川平井	0	0	0	0	0	0
全区	18	1	18	1	18	1

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(小規模特別養護老人ホーム)

- ・定員が29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	22	19	17	20	20	20

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・事業者の参入意向を踏まえながら、新たな整備については利用者のニーズを見極めつつ判断していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
北小岩	1	1	1	船堀	1	1	1
小岩	2	2	2	二之江	1	1	1
鹿骨	2	2	2	宇喜田・小島	1	1	1
瑞江	1	1	1	長島・桑川	1	1	1
篠崎	1	1	1	葛西南部	1	1	1
松江北	2	2	2	葛西中央	2	2	2
松江南	1	1	1	小松川平井	2	2	2
一之江	1	1	1	全区	20	20	20

[日常生活圏域別必要利用定員総数及びか所数の見込み]

日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	定員	か所	定員	か所	定員	か所
北小岩	0	0	0	0	0	0
小岩	0	0	0	0	0	0
鹿骨	20	1	20	1	20	1
瑞江	0	0	0	0	0	0
篠崎	0	0	0	0	0	0
松江北	0	0	0	0	0	0
松江南	0	0	0	0	0	0
一之江	0	0	0	0	0	0
船堀	0	0	0	0	0	0
二之江	0	0	0	0	0	0
宇喜田・小島	0	0	0	0	0	0
長島・桑川	0	0	0	0	0	0
葛西南部	0	0	0	0	0	0
葛西中央	0	0	0	0	0	0
小松川平井	0	0	0	0	0	0
全区	20	1	20	1	20	1

⑨看護小規模多機能型居宅介護

- ・医療ニーズの高い要介護者に対し、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助（訪問看護）を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
看護小規模多機能型居宅介護	9	8	30	48	59	74

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・在宅生活を継続するために必要なサービスとして位置付け、区内にバランスよく整備することを目標とします。
- ・整備誘導にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用し、空白圏域については、区独自の支援策を実施していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	日常生活圏域	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
北小岩	2	3	4	船堀	2	3	3
小岩	6	7	9	二之江	1	2	2
鹿骨	5	6	8	宇喜田・小島	4	5	6
瑞江	4	5	6	長島・桑川	1	2	2
篠崎	2	3	4	葛西南部	2	2	3
松江北	4	5	6	葛西中央	5	6	7
松江南	3	3	4	小松川平井	5	5	7
一之江	2	2	3	全区	48	59	74

(5) 介護予防・生活支援サービス

①訪問型サービス・通所型サービス

- ・要支援1～2及び基本チェックリストの実施による介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、区が指定する介護サービス事業者等、多様な担い手が日常生活の手助けとなる訪問型、通所型などの生活機能維持向上のためのサービスを提供します。

単位：人／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問型サービス	1,466人	1,374人	1,357人	1,532	1,562	1,588
通所型サービス	2,744人	2,751人	2,865人	2,992	3,051	3,103
合計	4,210人	4,125人	4,222人	4,524	4,613	4,691

※令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～11月審査分平均実績

※令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は利用見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・介護予防を目的とし、自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう実施します。
- ・介護事業者に加えNPO法人など、多様な主体による多様なサービスが創設されるなど順調に推移しています。今後も、多様な主体による多様なサービスの導入を推進していくことにより、介護予防・日常生活に係る効果的な支援を実施します。

(6) 地域支援事業の主要事業と事業量の見込み

以下は、江戸川区における地域支援事業の主要事業と事業量の見込みです。

〔 地域支援事業の主要事業と事業量の見込み 〕

事業の分類	主要事業名		事業量見込み		
			令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
① 介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービス	国基準と同等又は緩和型サービス	21,000 件	21,400 件	21,800 件
	通所型サービス	国基準と同等又は緩和型サービス	35,600 件	36,300 件	36,700 件
	介護予防ケアマネジメント		35,100 件	35,800 件	36,500 件
	介護予防教室		1,900 人	1,900 人	1,900 人
	熟年介護サポーター		350 人	410 人	470 人
	介護予防把握事業		71,600 人	71,300 人	71,700 人
② 包括的支援事業	総合相談・支援		実施	実施	実施
	高齢者の権利擁護		実施	実施	実施
	包括的・継続的ケアマネジメント支援		実施	実施	実施
	生活支援体制整備		実施	実施	実施
	医療・介護連携		実施	実施	実施
	認知症施策の推進		実施	実施	実施
③ 任意事業	介護者交流会等		1,400 人	1,400 人	1,400 人

2 介護保険財政の実績と見込み

(1) 介護保険財政の3年間のまとめ

① 保険給付費等決算額

[保険給付費等決算額]

	令和3年度		令和4年度		令和5年度(予算)	
	給付費(千円)	構成比	給付費(千円)	構成比	給付費(千円)	構成比
居宅サービス給付費	24,661,698	58.28%	25,756,836	59.13%	27,707,622	58.89%
施設サービス給付費	10,404,440	24.59%	10,533,162	24.18%	11,062,775	23.51%
地域密着型サービス給付費	5,101,203	12.05%	5,226,606	12.00%	6,089,538	12.94%
高額介護サービス費	1,198,861	2.83%	1,174,364	2.71%	1,268,202	2.70%
高額医療合算介護サービス費	157,862	0.37%	161,039	0.37%	173,712	0.37%
特定入所者介護サービス費	748,497	1.77%	655,012	1.50%	694,952	1.48%
審査支払手数料	47,371	0.11%	49,772	0.11%	54,520	0.11%
保険給付費計	42,319,932	100.00%	43,556,792	100.00%	47,051,321	100.00%
地域支援事業費	1,863,831		1,839,451		2,115,647	
合計	44,183,763		45,396,243		49,166,968	

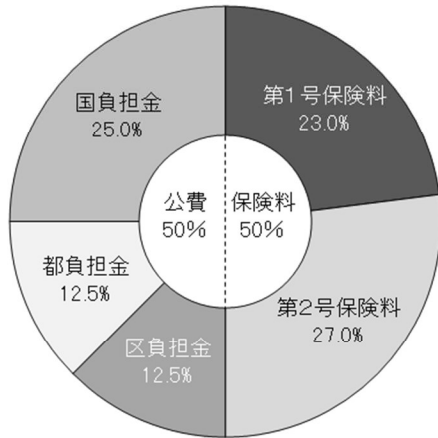
※各費目には、介護予防分を含む

※各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合がある

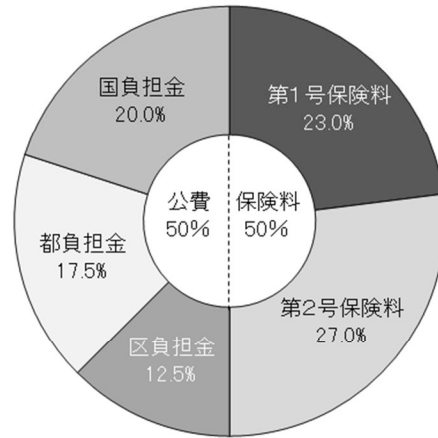
(2) 保険給付費財源の財源構成及び内訳

[第9期介護保険給付費の財源構成]

居宅サービス給付費

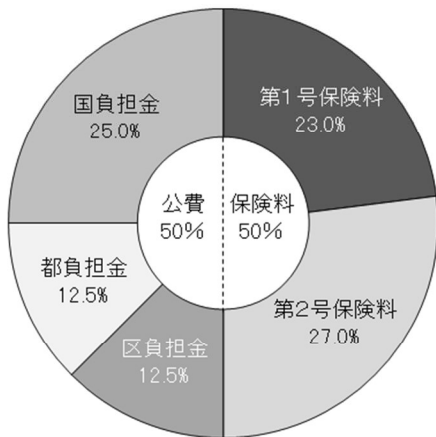


施設サービス等給付費

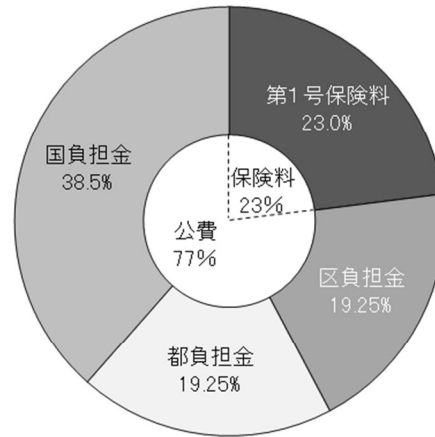


[第9期地域支援事業費の財源構成]

介護予防・日常生活支援総合事業費



包括的支援事業費、任意事業費



(3) 保険料の収納状況及び使途

[第1号被保険者の保険料収納状況及び使途]

			令和3年度		令和4年度		令和5年度(予算)	
			収納額 (千円)	収納率	収納額 (千円)	収納率	収納額 (千円)	収納率
保険料収納額			10,217,011	96.98%	10,232,840	97.00%	10,116,078	96.73%
内 訳	現年分	特別徴収	8,750,701	100.00%	8,737,210	100.00%	8,745,675	100.00%
		普通徴収	1,413,168	91.56%	1,446,655	91.49%	1,320,926	89.06%
	滞納繰越分		53,140	22.04%	48,974	21.18%	49,477	21.61%

		支出額 (千円)	構成比	支出額 (千円)	構成比	支出額 (千円)	構成比
		使 途 内 訳	保険給付費	9,505,284	93.03%	9,594,468	93.76%
地域支援事業費	418,627		4.10%	405,185	3.96%	435,135	4.30%
介護給付費準備基金積立金	289,776		2.84%	229,760	2.25%	66	0.00%
その他(還付金等)	3,324		0.03%	3,428	0.03%	3,619	0.04%

※各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合がある

(4) 介護給付費準備基金

- ・令和5年度末の基金残高見込み額は約50億2,161万円となっています。

3 保険給付費等の見込み額及び保険料

(1) 保険給付費を推計する上での主な留意点

- ・新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけが、令和5年5月8日より「5類感染症」へ移行となり、徐々に日常の生活に戻ってきています。しかしながら、長引く新型コロナウイルス感染症の流行下における自粛・行動抑制等が、高齢者の心身の状況に影響を与えている可能性があります。
- ・令和6年度（2024年度）介護報酬改定は、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図るため、改定率について1.59%の引き上げが行われます。
- ・在宅との負担の公平性、各施設の機能、生活環境や利用実態等を踏まえ、令和7年8月より、Ⅱ型介護医療院の多床室、「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設の多床室の入所者を対象に、月額8千円相当の室料負担を求める見直しが行われます。
- ・近年の光熱水費の高騰、在宅で生活する方との負担の均衡、利用者負担への影響等を踏まえ、令和6年8月より、基準費用額（居住費）を1日あたり60円引き上げる見直しが行われます。

(2) 計画期間における保険給付費等見込み額

- ・上記の留意点に加え、高齢化の進展による介護需要の自然増を考慮した上で、必要なサービス見込み量を推計した結果、第9期（令和6年度～令和8年度）の3年間に必要な保険給付費等は、合計で1,583億円程度と見込まれます。

〔 保険給付費等見込み額 〕

単位:千円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合 計
居宅サービス給付費	28,689,300	30,409,407	30,905,454	90,004,161
地域密着型サービス給付費	5,846,632	6,566,537	6,786,446	19,199,615
施設サービス給付費	11,502,918	11,852,974	12,275,299	35,631,191
特定入所者介護サービス費	689,322	888,217	906,889	2,484,428
その他の給付費	1,508,501	1,558,203	1,590,960	4,657,664
地域支援事業費	2,101,543	2,120,920	2,144,370	6,366,833
合 計	50,338,216	53,396,258	54,609,418	158,343,892

※居宅サービス給付費には、居宅介護支援費、特定福祉用具購入費、住宅改修費を含む

※その他の給付費は、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料の合計

※各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計に一致しない場合がある

〔 地域支援事業の費用見込み額 〕

単位:千円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合 計
介護予防・日常生活支援総合事業	1,386,439	1,405,816	1,429,266	4,221,521
包括的支援事業・任意事業	715,104	715,104	715,104	2,145,312
合 計	2,101,543	2,120,920	2,144,370	6,366,833

※各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計に一致しない場合がある

(3) 介護給付費準備基金の活用

- ・江戸川区では、第8期計画期間においても安定した介護保険財政の運営が進められており、令和5年度末の介護給付費準備基金残高は約50億2,161万円になると見込まれています。この基金の一部を取り崩すことにより、第9期保険料の上昇抑制に充てることが可能です。
- ・第9期においては、約40億2千万円を投入し、保険料の上昇を抑えるために活用します。

(4) 第9期介護保険事業計画における介護保険料〈保険料基準額〉

- ・(1)～(3)までの諸条件等をもとに、第9期(令和6年度～令和8年度)の保険給付費等をまかなうための第1号被保険者の保険料を試算すると、以下の通りとなります。

(保険料の算出方法は、151～152ページを参照)

[第9期(令和6年度～令和8年度)の保険料基準額]

月額 6,100 円

(5) 第1号被保険者の所得段階別保険料

- ・国においては、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化する(標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等)ことで、低所得者の保険料上昇抑制を図っています。また、第8期に引き続き、低所得者(第1～3段階)には、公費を投入することによる世帯非課税者の負担軽減も継続します。
- ・国は、第9期の標準の所得段階設定を13段階としています。新たに国の標準段階になった第10～13段階を判断する基準所得金額と料率が設定され、低所得者である第1～3段階の料率が引下げられました。
- ・江戸川区においては、より所得に見合った保険料を設定するため、国の標準段階にならぬ、所得区分及び料率の見直しや更なる多段階化を行い、第8期の16段階から、第9期は19段階とします。第1～3段階には公費を投入して、基準額に対する料率を引き下げ、低所得者に配慮した保険料とします。

[江戸川区における保険料段階の対応]

	第1期 H12～ 14年度	第2期 H15～ 17年度	第3期 H18～ 20年度	第4期 H21～ 23年度	第5期 H24～ 26年度	第6期 H27～ 29年度	第7期 H30～ R2年度	第8期 R3～ R5年度	第9期 R6～ R8年度
江戸川区における 保険料段階	5段階	6段階	7段階	8段階 9区分	12段階 14区分	15段階	15段階	16段階	19段階
介護保険法 による 保険料段階	5段階以上	5段階以上	6段階以上	6段階以上	6段階以上	9段階以上	9段階以上	9段階以上	13段階以上

〔 第 9 期(令和 6 年度～令和 8 年度)における所得段階別保険料 〕

※保険料基準額:年額 73,200 円(月額 6,100 円)

所得段階	対 象 者		基準額に 対する料率	保険料 (月額)
第 1 段階	生活保護を受けている方		基準額 ×0.455	2,780 円
	住世 民帯	高齢福祉年金の受給者 前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額 が 80 万円以下の方	↓ ×0.285 (公費投入 0.17)	↓ 1,740 円
第 2 段階	税全 非	前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額 が 80 万円を超えて 120 万円以下の方	基準額 ×0.685 ↓ ×0.485 (公費投入 0.2)	4,180 円 ↓ 2,960 円
第 3 段階	課員 税が	前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額 が 120 万円を超える方	基準額 ×0.69 ↓ ×0.685 (公費投入 0.005)	4,210 円 ↓ 4,180 円
第 4 段階	者が 住民 税課 税	本人が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額及 び合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	基準額×0.9	5,490 円
第 5 段階	世帯 税	本人が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額及 び合計所得金額の合計額が 80 万円を超える方	基準額	6,100 円
第 6 段階	本 人 が 住 民 税 課 税 者	合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額×1.2	7,320 円
第 7 段階		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額×1.3	7,930 円
第 8 段階		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額×1.5	9,150 円
第 9 段階		合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	基準額×1.7	10,370 円
第 10 段階		合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	基準額×1.9	11,590 円
第 11 段階		合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	基準額×2.1	12,810 円
第 12 段階		合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	基準額×2.3	14,030 円
第 13 段階		合計所得金額が 720 万円以上 810 万円未満の方	基準額×2.4	14,640 円
第 14 段階		合計所得金額が 810 万円以上 900 万円未満の方	基準額×2.7	16,470 円
第 15 段階		合計所得金額が 900 万円以上 1,000 万円未満の方	基準額×2.9	17,690 円
第 16 段階	合計所得金額が 1,000 万円以上 2,000 万円未満の方	基準額×3.2	19,520 円	
第 17 段階	合計所得金額が 2,000 万円以上 3,000 万円未満の方	基準額×3.6	21,960 円	
第 18 段階	合計所得金額が 3,000 万円以上 5,000 万円未満の方	基準額×4.0	24,400 円	
第 19 段階	合計所得金額が 5,000 万円以上	基準額×4.4	26,840 円	




(6) 2040年のサービス水準の推計

- ・これまで、介護保険制度においては、介護サービスの確保のみならず、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能としていくため、地域包括ケアシステムを深化・推進させてきました。
- ・第9期介護保険事業計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)が近づく中、さらに先を展望し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)に向け、地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備や高齢者介護を支える人的基盤の確保が求められています。
- ・このことを踏まえ、保険給付費等の総額を推計した結果、令和4年度(決算額)の約454億円から、令和22年度(2040年度)には、約612億円と約1.4倍に増加し、介護保険料(月額)も、8,200円程度に上昇すると見込まれます。

[令和22年(2040年)のサービス水準]

	令和22年度(2040年度)
保険給付費等	約612億円
介護保険料(月額)	8,200円程度

[参考 : 保険給付費算定までのながれ]

<p>人口及び 要介護認定者数 の推計</p> 	①	高齢者人口(第1号被保険者数)の推計 (令和6年度～令和8年度、以下同様)
	②	①に、実績を踏まえ、要介護認定者数を自然体推計 ・要介護認定者数＝被保険者数×要介護認定率
	③	②に、介護予防等施策を反映して、要介護認定者数を推計
<p>施設・居住系 サービス見込み量 の推計</p> 	④	③から、近年の実績を踏まえ、利用者数を自然体推計 ・要介護認定者数×各サービス利用率
	⑤	④に、今後のサービスの整備方針等を踏まえ、利用者数を設定して推計
<p>居宅サービス 見込み量の推計</p> 	⑥	③から⑤の施設・居住系サービス利用者数を除いた居宅サービス対象者数から、近年の実績を踏まえ、利用者数を自然体推計 ・居宅サービス対象者数(要介護認定者数－施設・居住系サービス利用者数)×各サービス利用率
	⑦	⑥に、今後のサービスの充実方針等を反映して、利用者数を推計
	⑧	⑦から、近年の実績を踏まえ、居宅サービス利用量を推計 ・居宅サービス利用者数×1人あたり利用回(日)数
<p>保険給付費 の推計</p>	⑨	施設・居住系サービス給付費＝利用者数×1人あたりサービス給付費 居宅サービス給付費＝利用量×1回(日)あたりサービス給付費 ・介護報酬改定率等の影響を反映する

※上記の「施設サービス」には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む

※上記の「居住系サービス」は、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を指す

※上記の「居宅サービス」は、居宅サービス及び地域密着型サービス(施設・居住系サービスに該当するサービスを除く)を指す

[参考 : 介護保険料基準額算定までの流れ]

保険給付等見込み額(令和6(2024年度)~令和8年度(2026年度))
1,583億4,389万円

× 第1号被保険者負担割合 23%

第1号被保険者負担分 相当額 364億1,910万円

+ 調整交付金相当額 78億560万円

- 調整交付金見込額 70億5,373万円

- 介護給付費準備基金取崩額 40億2,163万円

介護保険料収納必要額 331億4,934万円

÷ 予定介護保険料収納率 98.46%

÷ 所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数 459,905人

保険料基準額(年) 73,200円

保険料基準額(年) ÷ 12カ月 = 6,100円 (月)

4 介護保険事業を円滑に推進するための施策

(1) サービス利用等における低所得者への配慮

【現状】

- ・介護保険制度は、原則として利用料の一部を利用者が負担する仕組みとなっています。しかし、高額な利用料や住宅改修費の支払いが困難な人に対しては、円滑なサービス利用を進めるための助成制度等を設けています。

【方向】

- ・低所得者が必要なサービスを利用できるための支援策について、利用者が真に必要なサービスを見極めながら、時代に合った支援を引き続き展開していきます。

- 〔法定事項〕
- ・特定入所者介護サービス費
 - ・高額介護サービス費
 - ・高額医療合算介護サービス費

- 〔国・都の制度〕
- ・生計困難者等への利用者負担額軽減制度事業

- 〔江戸川区独自制度〕
- ・江戸川区介護保険サービス利用者負担額助成事業
 - ・江戸川区高額介護サービス費等資金貸付事業

	実績		計画		
	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特定入所者介護サービス費	655,012 千円	656,233 千円	809,653 千円	828,677 千円	846,096 千円
高額介護サービス費	1,174,364 千円	1,242,946 千円	1,299,024 千円	1,329,763 千円	1,357,717 千円
高額医療合算介護サービス費	161,039 千円	173,712 千円	168,383 千円	172,122 千円	175,740 千円
生計困難者等への 利用者負担額軽減制度事業					
・認定証交付者数	24 人	27 人	27 人	27 人	27 人
・事業者補助金	1,172 千円	1,395 千円	1,395 千円	1,395 千円	1,395 千円
介護保険サービス利用者 負担額の助成(区)					
・認定証交付者数	33 人	36 人	36 人	36 人	36 人
・助成額	2,816 千円	3,098 千円	3,098 千円	3,098 千円	3,098 千円
高額介護サービス費等資金 の貸付(区)	0 件 0 千円	1 件 100 千円	1 件 100 千円	1 件 100 千円	1 件 100 千円

(2) 介護人材の確保に向けた各種事業の実施

【現状】

- ・ 介護人材の新たな確保とともに、定着を図ることにより、中堅職員などを育成することが喫緊の課題となっています。

【方向】

- ・ 資格の取得を目指す学生等に、区内介護事業所での就労を条件に経費を助成する「介護福祉士育成給付金」や「介護職員初任者研修等受講費用助成事業」により、人材の確保及びキャリアアップを含めた育成・定着を図ります。
- ・ 就労やボランティア活動を希望する方、介護に関心がある方などを対象に、「介護の担い手研修」や「介護はじめてセミナー」を開催し、すそ野の拡大を図ります。
- ・ 区内介護保険サービス事業所を対象に、「介護人材採用力強化セミナー」を実施し、介護事業者が求める人材を適切に確保できるよう、職員採用や離職防止のノウハウの習得を支援します。
- ・ 福祉避難所の指定など区と防災協定を締結し、災害対応職員を配置する事業者に宿舍借り上げ経費を補助する「介護職員宿舍借り上げ支援事業」により、人材確保とともに災害対策の推進を図ります。
- ・ 3年以内に6割が離職する現状を踏まえ、一定年数事業所で働いた常勤職員に対し、奨励金を支給する「介護・福祉人材緊急確保・定着奨励金事業」により、職員の定着と中堅職員の育成、ひいてはサービスの質向上を図ります。
- ・ 中学生など若年層に向けた講座の開催や冊子等を作成し配布することにより、福祉教育の推進とともに介護の仕事が職業選択の候補のひとつとなるよう、周知・啓発を図ります。
- ・ 「人材の確保及び育成」「定着・離職防止」「事業者支援」「すそ野の拡大」「若年層への魅力発信」など、多角度から様々な事業展開を実施していきます。
- ・ 既存事業の見直しや拡充、情勢を鑑みた新規事業の創設など、現状にとらわれず実績や成果がより効率的かつ明確に得られるような施策の展開を図ります。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護福祉士育成給付金	29 件	50 件	50 件	50 件	50 件
介護職員初任者研修等 受講費用助成事業	35 件	50 件	50 件	50 件	50 件
介護の担い手研修	123 人	130 人	130 人	130 人	130 人
介護はじめてセミナー	37 人	40 人	40 人	40 人	40 人
福祉のしごと相談会・面接 会	57 人	52 人	実施	実施	実施
介護職員宿舎借り上げ支 援事業	3 か所	4 か所	5 か所	5 か所	5 か所
介護・福祉人材緊急確保・ 定着奨励金事業	214 人	204 人	230 人	230 人	230 人

(3) サービスの質の向上のための方策

①介護サービス従事者の資質向上

【現状】

- ・サービスの質の向上とともに、医療と介護の関係者による連携推進のため、「顔の見える関係づくり」の深化に取り組んでいます。具体的には、多職種連携を目的とした各種研修を行い、資質の向上や情報及び認識の共有などによる連携体制の強化に取り組んでいます。

【方向】

- ・医療と介護の連携など多職種連携の推進を目的とした会議や研修などを開催し、更なる体制強化などを進めていきます。

	実績		計画		
	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
多職種連携研修 (令和5年度) 高齢者や介護者等への自殺対策、障害者支援、家族介護者支援、高齢者虐待 など (令和4年度) 介護事業所におけるBCP策定について、ひきこもり、介護と仕事の両立(※集合形式)、高齢者虐待、主任ケアマネジャーと熟年相談室	1,685回	①Web視聴 1,000回 ②集合形式 出席者 250人	課題に応じてプログラムや実施方法を再編		
在宅医療・介護連携研修 (令和5年度) 日常の療養、入退院支援、看取りなど場面に応じた医療関係者からの講演 など (令和4年度) 高齢者のこころと薬、口腔ケアと介護予防、地域リハビリテーション、新型コロナウイルス感染症について	1,483回	①Web視聴 1,000回 ②集合形式 出席者 250人			
	3,168回	①Web視聴 2,000回 ②集合形式			

※動画視聴形式にて開催のため動画視聴回数。ただし、令和5年度は一部集合形式で実施。

②各種団体への支援

【現状】

- ・「NPO法人江戸川区ケアマネジャー協会」や「江戸川区訪問介護事業者連絡会」、「江戸川区訪問看護ステーション連絡会」、「江戸川区地域密着型サービス事業者連絡会」などが組織されており、多職種による連携が深まりつつあります。
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設についても連絡会等が組織されており、緊密な情報交換が行われています。

【方向】

- ・今後も各種団体の自主的な取組を支援し、質の向上に努めていきます。
- ・介護人材の確保や育成を支援するため、区内介護事業所に就職を希望する方や介護事業所を対象とした支援などを行っていきます。
- ・多職種連携を推進する支援事業を実施していきます。

		実績		計画		
		令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
各種 連絡 会	ケアマネジャー等研修	3,168 回※	①Web 視聴 2,000 回 ②集合形式 500 人	継続	継続	継続
	江戸川区訪問介護 事業者連絡会	自主運営	自主運営	継続	継続	継続
	江戸川区地域密着型 サービス事業者連絡会	自主運営	自主運営	継続	継続	継続
	福祉のしごと相談・面接 会(地域密着型面接会)	10 月開催 57 人	9 月開催 52 人	実施	実施	実施
	介護はじめてセミナー	1 回 37 人	1 回 40 人	40 人	40 人	40 人
	介護の担い手研修	123 人	130 人	130 人	130 人	130 人

※動画視聴形式にて開催のため動画視聴回数

③介護サービス情報の公表と第三者評価の推進

【 現 状 】

〈 介護サービス情報 〉

- ・利用者が各事業所の介護サービス情報を比較検討し、自分に合ったより良い事業者を選択することができるように、介護保険法に基づき、全ての事業者に対して介護サービスの内容や運営状況に関する情報を公表することが義務づけられています。

〈 第三者評価 〉

- ・介護保険サービスの質の評価は、第三者評価等により行うことが推進されています。
- ・外部評価の受審が義務づけられている認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスについて、第三者評価の受審費用に対する支援を行っています。

【 方 向 】

〈 介護サービス情報 〉

- ・利用者が安心してサービスを選択・決定できるよう、ホームページで公表されている「介護サービス情報」の周知を行い、利用を促進していきます。

〈 第三者評価 〉

- ・全ての介護サービス事業者について、サービスの質の向上に資するよう、第三者評価等の外部評価受審について意識啓発を図るとともに、併せて、利用者が事業者を選択する際の判断材料となるよう、評価結果を公表するよう指導していきます。
- ・外部評価の受審が義務付けられている認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスについて、第三者評価受審費用に対する支援を引き続き実施し、介護サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促進していきます。

④相談及び苦情対応の強化

【現状】

- ・区では、介護保険課と熟年相談室に身近な相談窓口を設置し、利用者、事業者双方の調整を行っています。
- ・相談窓口で受けた苦情は、区職員による電話や訪問、文書等で事業者に伝え、苦情対応状況の確認や事業者内でのサービス改善を促しています。

【方向】

- ・熟年相談室の総合相談機能の整備を推進し、苦情対応の充実と強化を図ります。
- ・必要に応じて調査やサービスの改善に向けた助言を実施するなどきめ細かに対応し、利用者等からの苦情をきっかけとして、サービスの質の維持・向上に有効に役立てていきます。

		実績		計画		
		令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
熟年相談室設置数		27か所 (内分室8)	27か所 (内分室8)	27か所 (内分室8)	27か所 (内分室8)	27か所 (内分室8)
相談 人数	熟年相談室	69,600人	71,000人	72,400人	73,800人	75,200人
	介護保険課	12,600人	10,077人	12,000人	12,500人	13,000人
健康サポートセンター		8か所	8か所	継続	継続	継続
苦情受付 (介護保険課・ 熟年相談室)		55件	50件	継続	継続	継続

⑤介護給付適正化計画に基づく事業者指導等

【現状】

- ・都の介護給付適正化計画に基づき、区は給付の適正化について、具体的な目標を定めています。

【方向】

- ・介護給付適正化とは、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。
- ・今後、全ての団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらには全ての団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」を主要3事業とし、実施の効率化、充実化を図りつつ、介護給付の適正化を一層推進していきます。
- ・区内の介護事業者に対し、個別に実地等で行う運営指導、複数の介護事業者に対し集団で行う集団指導を引き続き実施し、適正な事業所運営を支援していきます。

〔適正化プログラムに基づく事業計画〕

	計画		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認定調査結果の全件点検	実施	継続	継続
ケアプラン点検	実施	継続	継続
縦覧点検・医療情報との突合	国保連委託 委託対象外の実施	継続	継続

〔事業者指導の計画〕

	実績		計画		
	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域密着型サービス等 (運営指導)	49件	70件	70件	70件	70件
地域密着型サービス等 (集団指導)	2件	3件	3件	3件	3件

5 権利擁護事業の充実

(1) 判断能力が低下した人への支援

【現状】

- ・日常生活上の判断能力に不安のある高齢者や障害者の相談・支援を行うため、社会福祉協議会に「安心生活センター」が設置されています。
- ・区では、熟年相談室とも連携し、安心生活センターが行っている、日常の生活を支えるための福祉サービスの利用相談や手続き支援、日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う「安心生活サポート事業」や、成年後見制度の利用相談などの活用を支援しています。

【方向】

- ・今後、利用者は増加していくと考えられ、安心生活サポート事業、成年後見制度といった権利擁護事業について、必要な人が活用できるように周知を図るとともに、社会福祉協議会へも必要な支援を行います。
- ・「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づき、利用促進につなげる様々な取組を進めます。そのため、安心生活センターを権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備・運営の中核機関と位置づけ、熟年相談室やなごみの家とも連携しながら利用者支援に努めます。
- ・弁護士・司法書士等の職能後見人への報酬を負担できない人に対して法人後見や報酬助成を行うなど、成年後見制度の利用促進を図ります。

(2) 高齢者虐待への対応

【 現 状 】

- ・介護保険課、熟年相談室で高齢者虐待の相談・通報を受け付けています。相談・通報があった際には、区と熟年相談室が連携し、ケアマネジャーや関係機関等の協力による養護者のサポート、見守り、虐待被害者の保護等の対応を行っています。
- ・介護疲れや悩み等から高齢者虐待につながる恐れのあるケースについては、熟年相談室がケアマネジャーや民生・児童委員等と協力し、早期発見、早期対応に取り組んでいます。
- ・虐待の認識がない場合等、通報に至らないケースもあるため、高齢者虐待に関する情報の周知を図り、相談の敷居を下げることで潜在化を防ぐ取組を行っています。この結果、近年通報件数が増加しています。
- ・老人福祉法上の措置案件など深刻なケースも増加しており、緊急性が高いものや困難なケースへの対応、ケース記録の作成・管理に係る関係職員の負担増は喫緊の課題となっているため、虐待の対応・体制の強化を図っています。
- ・高齢者の判断能力に応じて成年後見制度を活用しています。老人福祉法上の措置をした高齢者で、申立人が不在の場合は区長が家庭裁判所へ申し立てを行う区長申立に関する事務を、安心生活センターと連携して実施しています。
- ・医師会、弁護士会、臨床心理士、警察、介護サービス事業者、民生・児童委員などの支援ネットワークを活用して対応しています。

【 方 向 】

- ・高齢者虐待対応のマニュアルやガイド機能を備え、確実な記録を可能とする「高齢者虐待対応システム」と、支援ネットワークを活用しながら専門家を交えたケア会議等の実施を推進することで、より効率的で効果的な対応をしていきます。
- ・熟年相談室の対応を強化するため、臨床心理士や弁護士などの専門家を交えた事例研修等を引き続き実施します。
- ・高齢者虐待の未然防止と早期発見のため、相談窓口を明確にするとともに、虐待の疑いを感じたらすぐに相談できるよう、区ホームページやSNS、ポスター等を活用し、露出度を上げることで啓発を図ります。
- ・高齢者虐待防止に関する研修や集団指導をさらに充実させ、虐待を早期発見できる環境づくりを進め、介護従事者による虐待防止を図ります。

6 介護保険事業の推進

(1) 公平・公正な要介護認定の実施

【現状】

- ・要介護認定審査及び判定を行う第三者機関として、医療・保健・福祉の各分野の専門家からなる介護認定審査会を設置し、公平・公正な要介護認定の実施に取り組んでいます。
- ・適切かつ公平な要介護認定を行うために、認定調査票の全件内容確認、認定調査員通信の発行、認定審査会委員・認定調査員の研修を行っています。
- ・新規申請者は、区職員か区が委託しているNPO法人江戸川区ケアマネジャー協会の調査員が、更新・変更申請者は、主に委託している居宅介護支援事業所の調査員が認定調査を担当・実施しています。

【方向】

- ・介護保険の要介護認定の公平性を保ち、介護保険サービスを安心して利用できるよう、引き続き全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切かつ迅速に実施されるよう持続可能な審査会の運営に取り組めます。
- ・介護認定審査会委員及び専門調査員、認定調査員、主治医に対する研修を充実し、より公平な要介護認定を推進します。
- ・介護認定審査会のデジタル化を推進、ペーパーレス会議システムの導入及びオンライン審査会の実施など効率的な運営に取り組んでいきます。

	実績		計画		
	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
委員研修	5回	8回	継続	継続	継続
調査員研修	5回	4回	継続	継続	継続
認定調査員通信の発行	1回	1回	継続	継続	継続

(2) 各種介護保険事業の指定事務の実施

【現状】

- ・地域密着型サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者及び居宅介護支援事業者については、地域の実情に応じた多様なサービス提供体制を確保するため、区が指定を行っています。
- ・いずれの事業についても、指定基準の遵守状況等を定期的に確認するため、6年ごとに指定更新を行っています。

【方向】

地域密着型サービス

- ・公平・公正の観点から、地域密着型サービスの適正な実施を図るため、「地域密着型サービス運営委員会」を設置し、サービス事業者の指定や指定拒否その他必要事項に関して、適宜意見聴取を行います。
- ・区では整備状況を踏まえつつ、十分かつ利用者の立場に立ったサービス提供が確保されるよう、公募により、健全で円滑な事業運営を見込める地域密着型サービスの指定候補事業者の選定を行います。

介護予防・生活支援サービス、居宅介護支援

- ・新規指定、指定更新等の事務について、区が適切に行います。

(3) 業務効率化に向けた取組

- ・各種介護保険事業において、提出書類の削減や電子申請ができる申請を増やすなど、業務の効率化を進めてきました。
- ・今後も国や都の動向を注視し、継続的な見直しを行いながら、適宜、簡素化、ICT等の活用について取り組んでいきます。
- ・介護保険システム標準化への対応は、目標時期である令和7年度（2025年度）中までに対応を進め、区民サービスの向上、業務効率化となるような環境を整備します。

(4) 介護保険事業計画の推進・評価

【 現 状 】

- ・区では、「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会」、「江戸川区地域密着型サービス運営委員会」、「江戸川区地域包括支援センター運営協議会」等において、計画の進捗状況の把握・点検等を行っています。

【 方 向 】

- ・介護保険の現状や動向を随時、点検・評価していくとともに、要介護認定やサービス利用の動向などの様々な課題について、区民、事業者、関係機関等の声を聞きながら分析・検討し、計画の進捗状況の管理や評価を行います。
- ・3年に1度、計画改定のための基礎調査等の結果をもとに、中間アウトカム指標（各柱の指標）及び総合指標（幸福度）の達成状況を確認・点検することで、重点施策の効果を測定していきます。

実績		計画		
令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
計画の推進・評価	第9期計画に向けて の諸課題整理	計画の推進・評価	計画の推進・評価	中間アウトカム・幸福度 の達成状況確認 第10期計画に向けて の諸課題整理

